

# 黒猫カヤック釣査団 規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

この団は、黒猫カヤック釣査団（以下「団」という。）と称する。

### 第2条 (本部)

本団の本部を団長自宅に置く。

### 第3条 (目的)

カヤックフィッシングを通していつまでも少年のような冒険心を持ち、仲間を思いやる気持ちを学び、自然への感謝を忘れない立派な人格を形成するとともに、ビッグフィッシュを晩御飯のおかずや酒の肴へと提供する食卓への貢献に寄与することを目的とする。

### 第4条 (活動)

本団は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) カヤックフィッシングやキャンプなどのアウトドア活動
- (2) フィールド保護活動（クリーン活動など）
- (3) 安全啓発活動
- (4) 宴会
- (5) 仲間との情報共有（アウトドア全般、美味しいお店、美味しいお酒など）
- (6) その他本団の目的達成に必要な活動

## 第2章 団員

### 第5条 (構成)

本団は海や川、山などの自然を愛してやまないアウトドア好きの漢達をもって構成する。※漢は性別の男とは同義ではないので女性も入団可能。

#### 第6条（入団）

一定の期間団員メンバーと共に活動し安全認識や人格、団活動参加の意欲など問題の無いことを確認したのち、全団員から共に試練を乗り越えられる真の仲間と認められた者に限り、入団可能とする。

※この他に家族の同意、団内での個人情報（氏名、住所、連絡先）の開示が必要。

#### 第7条（退団）

自主退団は全団員に理由を報告し退団可能とする。

### 第3章 役員

#### 第8条（役員）

本団には次の役員を置く。

団長1名、副団長1名

#### 第9条（互選）

団長、副団長共に全団員による選挙にて選出する。なお自身には投票不可。

#### 第10条（任務）

- (1) 団長は団を代表し、団務を統括する。
- (2) 副団長は団長を補佐し、団長に事故ある場合は職務を代行する。
- (3) 役員は団旗、名簿の管理を行う。

#### 第11条（任期）

本団役員の任期は1年とする。但し再任を防げない。また、本団役員に欠員が生じた時は、それを補充する。但しその任期は前任者の残任期間とする。

### 第4章 会議

#### 第12条（会議）

- (1) 会議は団員の必要に応じて無制限に実施することができる。原則として新年会

や暑気払い、忘年会等の重要な会議は可能な限り参加しなければならない。企画、とりまとめは役員に一任。※本団の会議とは名ばかりでおもに宴会の意。

(2) 団としての外部事項参加などの重要事項は全団員の2/3以上の承認をもって決定とする。

## 第5章 その他

### 第13条（事故対応）

全団員は安全のために万全の注意を払うものとする。

(1) 重大な事故等が起きた場合、速やかに家族、団員へ報告、救急連絡等の速やかな処置を講じなければならない。

(2) 可能なら病院等へ同行し一時処置後、家族、団員にその状況を再度報告する。

### 第14条（厳守事項）

本団として次の事項を厳守する旨、全団員に徹底する。

(1) フィールドでは気持ち良い挨拶、返事を実行する事。

(2) 全ての活動において第一に安全を最優先する事。

(3) 本団の信用を無くすような言動、行動は取らない事。

(4) 常に感謝の心を持ち、リスペクトの精神で行動する事。

(5) 自身の健康状態に留意し未永く団活動を行えるよう健康維持に努める事。

(6) 同種の団体に所属しない事。

(7) 飲酒運転ダメ！絶対！

### 第15条（罰則）

前条に定める厳守事項及び団の活動時に本団の不利益となる言動、行動があった場合は団長、副団長、団員いずれの場合に於いても全団員で1/2以上の要望があれば強制退団に処することができる。

付則

1. 規約改正

本規約は全団員の賛成を持って改正することができる。

2. 施工日

この規約は団旗揚げ日より施工する。

改定

2019年3月17日 初版発行

2019年7月18日 第2章 第5条、第6条内容の一部変更に伴い改定